

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23 条第5項の規定に基づき、
下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

株式会社パソナ
パソナ・四日市

1. 派遣労働者数

派遣労働者の数	内容
2025年6月1日付の人数	0人
雇用安定措置を講じた人数	0人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の数	内容
2024年度派遣先事業所数(実数)	0件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣料金平均額	内容
2024年度労働者派遣に関する料金の額の平均額 (全業務平均)	0円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

賃金平均額	内容
2024年度派遣労働者の賃金の額の平均額 (全業務平均)	0円

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(マージン率)

マージン率	内容
2024年度マージン率の平均 (小数点以下一位未満の端数四捨五入)	0.0%

【補足ご説明】

マージン率とは、派遣料金の総額に対する、派遣労働者の賃金以外が占める割合のことです。

費用の内訳としては、派遣労働者の有給休暇、社会保険料の事業主負担分、スキルアップ・ステップアップを目的とした各種教育訓練の運営、各種相談窓口の設置のほか、全国のグルメ・レジャー・ショッピングや学習コンテンツ、育児・介護等のライフイベント支援サービスを含む140万件以上の総合福利厚生サービスの提供、定期健康診断時の乳・子宮がん・前立腺がん検査等のオプション費用の無料受診等がございます。
また、長期フルタイム契約等所定の条件に該当する方を対象とした月給制による安定的な給与制度の導入など、派遣労働者がより安心して働く環境の整備にも継続的に取り組んでおります。

(参考)

日本人材派遣協会が公開している派遣料金の構造 | <https://www.jassa.or.jp/know/data/>



6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 (協定の有効期間の終期:2026年3月31日)	全ての派遣労働者

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	050-3684-6511				
教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当社	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当社/ 派遣先	OJT/ Off-JT	有	無

※その他の教育研修のメニューにつきましては、<https://www.pasona.co.jp/careerup/> をご確認ください。